

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく兵庫教育大学行動計画

【計画期間】 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

【内容】

事項1 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

目標：計画期間中、1つ上位の職階へ女性の教職員を15人以上昇任させる。

〈対策・実施時期〉令和8年4月以降

1. 教職員の支援体制について、定期的に周知を行う。
2. 意欲と能力のある教職員の積極的発掘のための方策を実施する。

事項2 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備（妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者を含む）

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律／次世代育成支援対策推進法】

目標：計画期間中、男性教職員の育児休業又は育児を目的とした特別休暇の取得状況の合計を50%以上とする。

〈対策・実施時期〉令和8年4月以降

1. 出産・育児支援制度について、定期的に周知を行う。
2. 配偶者が出産する男性教職員への出産・育児支援制度の周知を徹底し、男性教職員の育児参加を促す。

事項3 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する事項

【次世代育成支援対策推進法】

目標：計画期間内にフルタイムの事務職員・附属学校教員の1月あたりの平均時間外・休日労働時間数を14時間以内に削減する。

〈対策・実施時期〉令和8年4月以降

1. 時間外労働を削減するため、業務の優先付けや業務分担の見直しを行う。